明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（六三）　二
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（六四）　二
○電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令（六五）　二
〔告示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁一五）　二
○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（総務一二三）　三
○登録外国適合性評価機関の名称を変更した件（同一二四）　三
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき公示をする件（同一二五、一二六）　三
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件（同一二七）　三
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件の一部を改正する件（同一二八）　四
○除籍が滅失した件（法務九三）　四
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務七五）　七
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業七〇）　七
〔国会事項〕
通運
海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　七
〔人事異動〕
内閣　財務省　海上保安庁　環境省　七
〔官庁報告〕
官庁事項　九
指定流通機構の登録業務の休止について（国土交通省）　九
〔公告〕
諸事項　九
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　九
特殊法人等　三五
平成三十年度共済組合の決算（農林水産省・林野庁）関係　三五
会社その他　三七

本号で公布された法令のあらまし

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第六三号）（内閣官房）

1　公的統計の正確な作成を図る体制を強化するため、内閣の機関の職員の定員を改正するとともに、農林水産物及び食品の輸出を促進する体制を強化するため、厚生労働省及び農林水産省の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（政令第六四号）（公正取引委員会）

1　公正取引委員会に出頭を命ぜられた参考人及び鑑定人に支給する一日当たりの日当の額の上限を、参考人については八、〇〇〇円から八、〇五〇円に、鑑定人については七、六〇〇円から七、六五〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第二条関係）

2　この政令は、令和元年八月一日から施行することとした。

◇電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令（政令第六五号）（総務省）

1　電波監理審議会の審理に出頭を求められた参考人が受ける日当の額の上限を八、〇〇〇円から八、〇五〇円に引き上げることとした。（第三条関係）

2　この政令は、令和元年八月一日から施行することとした。